

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 24 日（木）
号外第 35 号

目 次

規則

- 財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 66 号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第41条 〔略〕 （特定歳入等） <u>第41条の2 法第243条の2の7第2項に規定する特定歳入等は、施行令第154条第2項の規定により納入の通知をしなければならない歳入（同条第3項ただし書の歳入を除く。）とする。</u> （賠償責任を負う職員） 第208条 <u>法第243条の2の9第1項後段に規定する事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</u> （1）～（3） 〔略〕 （亡失・損傷等の報告） 第209条 <u>法第243条の2の9に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに所属の長に亡失・損傷報告書を提出しなければならない。</u> 2 〔略〕	第41条 〔略〕 （賠償責任を負う職員） 第208条 <u>法第243条の2の8第1項後段に規定する事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</u> （1）～（3） 〔略〕 （亡失・損傷等の報告） 第209条 <u>法第243条の2の8に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに所属の長に亡失・損傷報告書を提出しなければならない。</u> 2 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。